

引上げ分の地方消費税収の用途について（令和8年度当初予算）

田野畑村

地方消費税率改定に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその用途は以下のとおりです。

【歳入】 社会保障財源化分の地方消費税交付金	32,941	千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	492,352	千円（一般財源ベース）

【社会保障経費等の用途および財源内訳】

単位：千円

用途	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉費	228,298	56,601	42,491	8,920	8,048	112,238
高齢者福祉費	179,375	3,246	15,894	10,864	9,994	139,377
児童福祉費	197,575	40,689	13,280	11,685	8,826	123,095
保健衛生費	92,863	63	565	22,731	4,650	64,854
公債費	5,701				381	5,320
共済費	15,569				1,042	14,527
合計	719,381	100,599	72,230	54,200	32,941	459,411
	特定・一般財源計	227,029			492,352	